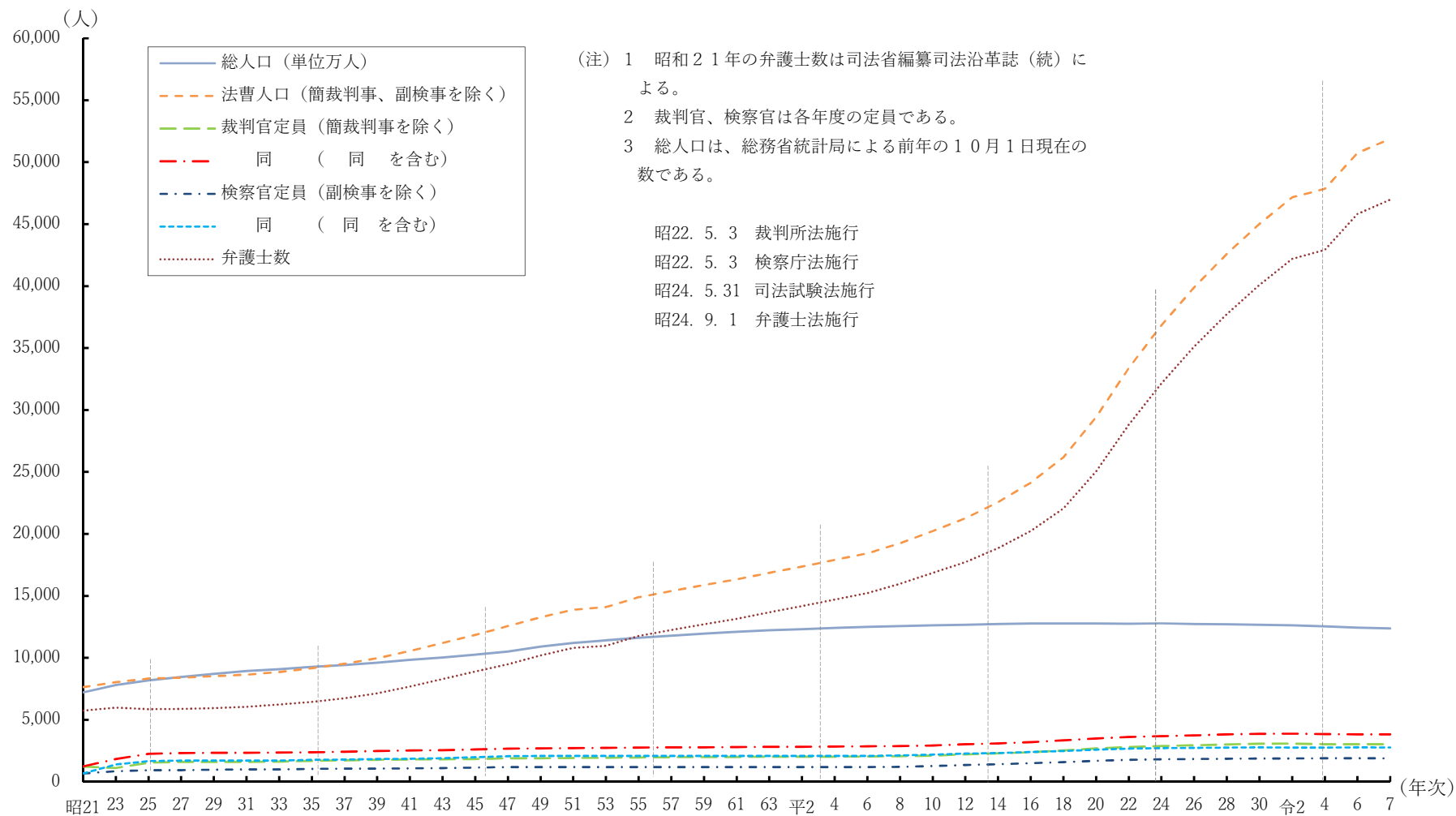


5 その他の参考事項（裁判官以外の司法関係者の資料を含む。）

§ 1 日本における法曹人口及び総人口の推移（昭和21年～令和7年）



	裁判官定員		検察官定員		弁護士	法曹人口 (除 簡裁判事・副検事)	総人口 (単位万人)
		(除 簡裁判事)		(除 副検事)			
昭和 21 年	1,232		668		5,737	7,637	7,215
23	1,842	1,107	1,387	857	5,992	8,046	7,810
25	2,261	1,533	1,673	930	5,862	8,322	8,177
27	2,323	1,595	1,717	930	5,872	8,397	8,454
29	2,327	1,597	1,717	980	5,942	8,519	8,698
31	2,327	1,597	1,717	1,000	6,040	8,637	8,928
33	2,347	1,617	1,717	1,000	6,235	8,852	9,093
35	2,387	1,687	1,761	1,044	6,439	9,170	9,264
37	2,430	1,730	1,796	1,059	6,740	9,529	9,429
39	2,475	1,760	1,829	1,067	7,128	9,955	9,616
41	2,518	1,787	1,844	1,082	7,687	10,556	9,828
43	2,537	1,803	1,901	1,097	8,293	11,193	10,020
45	2,605	1,838	1,983	1,132	8,888	11,858	10,254
47	2,681	1,900	2,071	1,173	9,483	12,556	10,515
49	2,693	1,905	2,081	1,173	10,197	13,275	10,910
51	2,703	1,912	2,089	1,173	10,792	13,877	11,194
53	2,726	1,935	2,092	1,173	10,979	14,087	11,417
55	2,747	1,956	2,092	1,173	11,759	14,888	11,616
57	2,767	1,976	2,092	1,173	12,251	15,400	11,790
59	2,783	1,992	2,092	1,173	12,701	15,866	11,954
61	2,800	2,009	2,092	1,173	13,159	16,341	12,105
63	2,813	2,017	2,092	1,173	13,674	16,864	12,224
平成 2 年	2,823	2,017	2,092	1,173	14,173	17,363	12,321
4	2,835	2,029	2,092	1,173	14,706	17,908	12,410
6	2,852	2,046	2,092	1,173	15,215	18,434	12,494
8	2,879	2,073	2,127	1,208	15,973	19,254	12,557
10	2,919	2,113	2,193	1,274	16,853	20,240	12,617
12	3,019	2,213	2,264	1,345	17,707	21,265	12,669
14	3,094	2,288	2,313	1,414	18,851	22,553	12,729
16	3,191	2,385	2,404	1,505	20,240	24,130	12,762
18	3,341	2,535	2,490	1,591	22,056	26,182	12,776
20	3,491	2,685	2,578	1,679	25,062	29,426	12,777
22	3,611	2,805	2,667	1,768	28,828	33,401	12,751
24	3,686	2,880	2,709	1,810	32,134	36,824	12,780
26	3,750	2,944	2,734	1,835	35,113	39,892	12,730
28	3,814	3,008	2,754	1,855	37,722	42,585	12,711
30	3,866	3,060	2,767	1,868	40,098	45,026	12,671
令和 2 年	3,881	3,075	2,758	1,879	42,200	47,154	12,617
4	3,841	3,035	2,765	1,886	42,937	47,858	12,550
6	3,826	3,020	2,767	1,888	45,825	50,733	12,435
7	3,826	3,020	2,768	1,889	46,974	51,883	12,380

- (注) 1 昭和21年の弁護士数は司法省編纂司法沿革誌(続)による。
2 裁判官、検察官は各年度の定員である。
3 総人口は、総務省統計局調査による前年の10月1日現在の数である。

昭22. 5. 3 裁判所法施行
昭22. 5. 3 検察庁法施行
昭24. 5. 31 司法試験法施行
昭24. 9. 1 弁護士法施行

§ 2 弁護士の数と人口との関係

- (注) 1 弁護士の数は令和7年4月1日現在の数(日本弁護士連合会調べ)である。
 2 ()内の数は女性弁護士の数(内数)である。
 3 人口は総務省統計局による令和6年10月1日現在の数である。
 4 外国弁護士の数は外国弁護士資格者の数である。

弁護士会名	所属弁護士数 (人)	人口 (千人)	1人当たりの 人口 (人)	弁護士会名	所属弁護士数 (人)	人口 (千人)	1人当たりの 人口 (人)
東京	9,452	14,178	602	鳥取県	75	531	7,080
第一東京	7,258			島根県	80	642	8,025
第二東京	6,854			福岡県	1,496	5,092	3,404
神奈川県	1,803			佐賀県	112	788	7,036
埼玉県	1,003	7,332	7,310	長崎県	156	1,252	8,026
千葉県	910	6,251	6,869	大分県	161	1,085	6,739
茨城県	304	2,806	9,230	熊本県	291	1,697	5,832
栃木県	233	1,885	8,090	鹿児島県	231	1,532	6,632
群馬	327	1,890	5,780	宮崎県	143	1,033	7,224
静岡県	545	3,527	6,472	沖縄	291	1,466	5,038
山梨県	125	791	6,328	仙台	494	2,248	4,551
長野県	275	1,987	7,225	福島県	192	1,743	9,078
新潟県	294	2,099	7,139	山形県	102	1,011	9,912
大阪	5,105	8,757	1,715	岩手	111	1,145	10,315
京都	904	2,520	2,788	秋田	78	897	11,500
兵庫県	1,057	5,337	5,049	青森県	110	1,165	10,591
奈良	198	1,285	6,490	札幌	878	5,043	4,627
滋賀	175	1,402	8,011	函館	53		
和歌山	147	880	5,986	旭川	78		
愛知県	2,181	7,460	3,420	釧路	81		
三重	204	1,711	8,387	香川県	197	917	4,655
岐阜県	217	1,916	8,829	徳島	95	685	7,211
福井	122	739	6,057	高知	93	656	7,054
金沢	189	1,098	5,810	愛媛	159	1,276	8,025
富山県	128	997	7,789	計	46,974	123,802	2,636
広島	626	2,714	4,335		(9,621)		
山口県	185	1,281	6,924	沖縄弁護士	3		
岡山	396	1,831	4,624	外国弁護士	0		
				外国法事務 弁護士	530		

§ 3 司法修習生の数（採用者数）

期別	（採用年度）	人 数
第 3 9 期	（昭和60年度）	450 (52)
第 4 0 期	（昭和61年度）	482 (45)
第 4 1 期	（昭和62年度）	473 (58)
第 4 2 期	（昭和63年度）	492 (63)
第 4 3 期	（平成元年度）	511 (60)
第 4 4 期	（平成2年度）	509 (70)
第 4 5 期	（平成3年度）	507 (72)
第 4 6 期	（平成4年度）	596 (84)
第 4 7 期	（平成5年度）	635 (124)
第 4 8 期	（平成6年度）	703 (144)
第 4 9 期	（平成7年度）	724 (155)
第 5 0 期	（平成8年度）	728 (142)
第 5 1 期	（平成9年度）	734 (169)
第 5 2 期	（平成10年度）	746 (203)
第 5 3 期	（平成11年度）	797 (199)
第 5 4 期	（平成12年度）	982 (282)
第 5 5 期	（平成13年度）	992 (269)
第 5 6 期	（平成14年度）	1,007 (227)
第 5 7 期	（平成15年度）	1,183 (277)
第 5 8 期	（平成16年度）	1,188 (280)
第 5 9 期	（平成17年度）	1,499 (366)
第 6 0 期	（平成18年度）	2,446 (572)
第 6 1 期	（平成19年度）	2,380 (630)
第 6 2 期	（平成20年度）	2,304 (626)
第 6 3 期	（平成21年度）	2,171 (571)
第 6 4 期	（平成22年度）	2,124 (588)
第 6 5 期	（平成23年度）	2,074 (480)
第 6 6 期	（平成24年度）	2,035 (532)
第 6 7 期	（平成25年度）	1,969 (447)
第 6 8 期	（平成26年度）	1,761 (411)
第 6 9 期	（平成27年度）	1,787 (381)
第 7 0 期	（平成28年度）	1,530 (346)
第 7 1 期	（平成29年度）	1,516 (317)
第 7 2 期	（平成30年度）	1,482 (361)
第 7 3 期	（令和元年度）	1,473 (366)
第 7 4 期	（令和2年度）	1,456 (372)
第 7 5 期	（令和3年度）	1,328 (371)
第 7 6 期	（令和4年度）	1,393 (384)
第 7 7 期	（令和5年度）	1,830 (533)
第 7 8 期	（令和6年度）	1,553 (479)

（注）いずれも採用時の数値である。

括弧内は女性で内数である。

§ 4 終了者の進路別人数

期別	(終了年度)	終了者数	裁判官	検察官	弁護士	その他
第 3 9 期	(昭和62年)	448 (52)	62 (10)	37 (6)	347 (36)	2 (0)
第 4 0 期	(昭和63年)	482 (45)	73 (8)	41 (4)	367 (32)	1 (1)
第 4 1 期	(平成元年)	470 (57)	58 (10)	51 (6)	360 (40)	1 (1)
第 4 2 期	(平成2年)	489 (63)	81 (16)	28 (3)	376 (44)	4 (0)
第 4 3 期	(平成3年)	506 (58)	96 (20)	46 (4)	359 (34)	5 (0)
第 4 4 期	(平成4年)	508 (70)	65 (16)	50 (8)	378 (45)	15 (1)
第 4 5 期	(平成5年)	506 (72)	98 (20)	49 (8)	356 (44)	3 (0)
第 4 6 期	(平成6年)	594 (84)	104 (18)	75 (11)	406 (55)	9 (0)
第 4 7 期	(平成7年)	633 (123)	99 (34)	86 (16)	438 (70)	10 (3)
第 4 8 期	(平成8年)	699 (142)	99 (26)	71 (12)	521 (102)	8 (2)
第 4 9 期	(平成9年)	720 (155)	102 (26)	70 (16)	543 (113)	5 (0)
第 5 0 期	(平成10年)	726 (144)	93 (21)	73 (11)	553 (110)	7 (2)
第 5 1 期	(平成11年)	729 (167)	97 (18)	72 (16)	549 (132)	11 (1)
第 5 2 期	(平成12年)	742 (202)	87 (22)	69 (16)	579 (164)	7 (0)
第 5 3 期	(平成12年)	788 (196)	82 (26)	74 (10)	625 (158)	7 (2)
第 5 4 期	(平成13年)	975 (281)	112 (31)	76 (20)	774 (225)	13 (5)
第 5 5 期	(平成14年)	988 (269)	106 (30)	75 (22)	799 (214)	8 (3)
第 5 6 期	(平成15年)	1,005 (225)	101 (29)	75 (19)	822 (175)	7 (2)
第 5 7 期	(平成16年)	1,178 (277)	109 (35)	77 (19)	983 (222)	9 (1)
第 5 8 期	(平成17年)	1,187 (279)	124 (34)	96 (30)	954 (213)	13 (2)
第 5 9 期	(平成18年)	1,477 (360)	115 (35)	87 (26)	1,254 (291)	21 (8)
第 6 0 期	(平成19年)	2,376 (568)	118 (43)	113 (39)	2,043 (457)	102 (29)
第 6 1 期	(平成20年)	2,340 (619)	99 (36)	93 (32)	2,026 (527)	122 (24)
第 6 2 期	(平成21年)	2,346 (635)	106 (34)	78 (31)	1,978 (523)	184 (47)
第 6 3 期	(平成22年)	2,144 (563)	102 (32)	70 (22)	1,714 (443)	258 (66)
第 6 4 期	(平成23年)	2,152 (597)	102 (34)	71 (24)	1,515 (418)	464 (121)
第 6 5 期	(平成24年)	2,080 (479)	92 (28)	72 (22)	1,370 (316)	546 (113)
第 6 6 期	(平成25年)	2,034 (528)	96 (38)	82 (31)	1,286 (336)	570 (123)
第 6 7 期	(平成26年)	1,973 (443)	101 (29)	74 (29)	1,248 (269)	550 (116)
第 6 8 期	(平成27年)	1,766 (418)	91 (38)	76 (25)	1,131 (239)	468 (116)
第 6 9 期	(平成28年)	1,762 (371)	78 (30)	70 (26)	1,198 (228)	416 (87)
第 7 0 期	(平成29年)	1,563 (359)	65 (18)	67 (24)	1,075 (248)	356 (69)
第 7 1 期	(平成30年)	1,517 (319)	82 (21)	69 (21)	1,032 (226)	334 (51)
第 7 2 期	(令和元年)	1,487 (360)	75 (28)	65 (28)	1,032 (231)	315 (73)
第 7 3 期	(令和2年)	1,468 (366)	66 (23)	66 (24)	1,047 (263)	289 (56)
第 7 4 期	(令和4年)	1,458 (372)	73 (24)	72 (28)	1,136 (283)	177 (37)
第 7 5 期	(令和4年)	1,325 (367)	76 (29)	71 (35)	966 (255)	212 (48)
第 7 6 期	(令和5年)	1,391 (387)	81 (34)	76 (31)	993 (254)	241 (68)
第 7 7 期	(令和6年)	1,826 (532)	90 (36)	82 (28)	1455 (407)	199 (61)

(注) 括弧内は女性で内数である。

修習終了直後の数による。